棚倉町ソーシャルメディア運用方針

1　目的

ソーシャルメディアを発信ツールとして活用する際、情報モラルを遵守しながら親しみを持って地域情報や町の魅力を伝えられることを目的とする。

2　ソーシャルメディアの種類等

種類	アカウント名	URL
Facebook	棚倉町 @town.tanagura	https://www.facebook.com/town.tanagura/
X（旧Twitter）	たなちゃん【公式】 @LoveTanagura	https://twitter.com/lovetanagura
Instagram	enjoy_tanagura_town	https://www.instagram.com/enjoy_tanagura_town/
YouTube	福島県棚倉町 @user-zp7pz4el3w	https://www.youtube.com/@user-zp7pz4el3w
LINE	棚倉町 @tanaguratown	https://lin.ee/m2dAn1m

※各メディアの活用計画については別紙参照

3　発信内容

各課室局に係る事業・業務紹介のほか、次に掲げる内容について発信を行う。

（１）町の取り組みやイベント等の行政情報

（２）町の歴史・伝統・文化・風景などの魅力情報

（３）町の災害等の緊急情報

4　運用管理者

棚倉町地域創生課長

5　運用責任者及び運用担当者

各課室局に運用責任者及び運用担当者を置く。運用責任者は各所属長とし、運用担当者は一般職に属する全職員とする。

ただし、LINEについては、セグメント配信機能に限り前述のとおりとし、その他の機能（リッチメニュー機能、Ｑ＆Ａ機能、異常報告機能等）については運用責任者を地域創生課長とし、運用担当者を企画調整係員とする。

6　対応時間

原則として開庁時間内（平日の午前8時30分～午後5時15分）に、各運用担当者が必要に応じて不定期に情報発信する。なお、開庁時間以外にも必要に応じて情報発信で

きるものとする。

7　情報発信する際の留意事項

（1）情報の発信については、原則として所属長の決裁を受けることとする。

（2）情報発信の際には、各課インターネット接続系端末機等を使用することとし、個人所有のスマートフォン等端末機からの発信は行わないこととする。

（3）原則としてコメントやメッセージに対する返答・回答等は行わないものとする。

（4）「いいね！」ボタンクリックやシェアは原則行わないこととする。ただし、公式ページの確認がとれる国、地方公共団体又は公共性の高い団体の運営するページはこの限りではない。

8　遵守事項

公式アカウントへの投稿について、運用者及び利用者は適切な情報を投稿する義務を有し、下記の事項に該当する行為を禁じる。禁止行為を行った、又は行う恐れがあると運用管理者が判断した場合には、事前に通告することなく投稿の削除、利用制限等を行う場合がある。

（1）法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれがある内容

（2）虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させる内容

（3）棚倉町及び第三者を誹謗、中傷し、又は名誉もしくは信用を傷つける内容

（4）政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する内容

（5）人種・思想・信条当の差別、又は差別を助長させる内容

（6）公の秩序又は善良の風俗に反する内容

（7）広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とする内容

（8）棚倉町及び第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する内容

（9）本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害する内容

(10) わいせつな表現などを含む不適切な内容

(11) 他の利用者、第三者になりすます内容

(12) 有害なプログラム等

(13) 運用者の発信する内容の一部又は全部を改変する内容

(14) 運用者の発信する内容に関係がない内容

(15) その他運用管理者が不適切と判断した内容及びこれらの内容を含むリンク等、

並びに運用者及び利用者は本運用のほか、各ソーシャルメディア利用規約、関連法令等を遵守すること。

9　著作権

当ページに掲載している個々の情報（テキスト、画像等）に関する著作権は、棚倉町又は町以外の原著作者に帰属し、内容について「私的使用のための複製」や「引用」等著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

10　個人情報の取り扱いについて

当ページで取得した個人情報については、「棚倉町個人情報保護条例」に準じ、適切に取り扱う。

11　免責事項

(1) 棚倉町は、当ページを利用することで生じた直接・間接的な損失について、いかなる場合でも一切責任を負わないものとする。

(2) 棚倉町は、当ページの内容を予告なく変更することがある。

(3) 棚倉町は、予告なく当ページの運用方針の変更や運用方法の見直しまたは中止をする場合がある。

12　問い合わせ

棚倉町　地域創生課

TEL　(0247)33-2112

E-mail:chiikisousei@town.tanagura.fukushima.jp

附則

この運用は、平成２５年９月１日から施行する。

附則

この運用は、平成２９年１０月１日から施行する。

附則

この運用は、令和元年１０月１日から施行する。

附則

この運用は、令和５年７月５日から施行する。

附則

この運用は、令和６年２月２８日から施行する。

棚倉町ソーシャルメディア活用計画

	Facebook	X（旧Twitter）	Instagram	YouTube	LINE （セグメント配信機能）
メイン ターゲット	主に町民	町民並びに町民以外	主に町民以外	町民並びに 町民以外	主に町民
運用者	各課室局				
発信内容・ コンセプト	所掌事務に係る内容で、情報発信することで町民を中心に多くの人に役立つ内容を発信する。（例：施設の開館時間変更の連絡、道路の通行止め情報など）	たなちゃんに扮して、棚倉町のさまざまな情報について発信し、たなちゃん・町に興味を持ってもらうきっかけにする。（例：管理施設に咲いている花の開花状況など）	町の観光地や景色を中心に写真を投稿し、町外の方を中心に町に興味を持ってもらい、足を運んでもらうきっかけにする。（例：現場確認の際に気になった癒しの風景、昨年のイベントの様子によるイベントＰＲなど）	動画 （各事業の成果品等）	行政分野ごとの情報単位に受信を希望した町民等に対して、各課室局が所管する事柄に関する情報を発信する。
発信ルール	・どこの課室局から発信しているか明記する ・内容は簡潔にわかりやすく ・人物、車両が写っている写真は極力使用しない。使用する場合は、個人が特定されないよう配慮する ・本文最後に問合せフォームURLを貼り付ける	・必ず写真を入れる ・話し言葉で投稿 ・文章は短く（一言程度） ・ハッシュタグを使用（「#福島県」「#棚倉町」は必須。使用個数は10個を上限とする） ・FB、HPの記事にアクセスできるようにURLを貼り付ける ※たなちゃんぬいぐるみ貸し出し可能	・撮影場所の説明をつける ・ハッシュタグを使用（「#福島県」「#棚倉町」は必須。使用個数は上限なし） ・URLは極力貼り付けない（ハイパーリンク機能がないため）	・各課室局において動画を広く周知したい場合に、必要に応じてアップロードする	・タイトル、本文、発信する課を明記する ・内容は簡潔にわかりやすく ・極力ホームページのURLを貼り付ける ・画像については任意とする ※Facebook連携を行う場合はFacebookの活用計画を踏襲する